

～ 新型コロナウイルス感染症緊急対応中小企業者支援事業 ～

令和2年度 八王子市 中小企業者パワーアップ補助金 (販路開拓支援)

「今まで発注してくれていたお客さんが今後も取引してくれるだろうか...」、「感染の不安がある限り、このままではお客さんはお店に来てくれないのではないか...」

長引く感染症の影響により、これまでのビジネスモデルが成り立たなくなってしまう可能性があるなか、市では、このような不安を払拭し、一日でも早い回復のため、事業者の皆様が新たな分野や顧客層への展開を応援するため、新たに補助金制度をご用意しました。

補助金の 対象となる 事業	新型コロナウイルス感染症の影響を打開するための 新分野展開等に向けた販路開拓の取組 が対象となります。 例：受注型事業者による自社発のサービス展開、BtoBビジネスからBtoCビジネスへの展開 等	
	事業区分	補助対象経費
	事業計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 新たな販路開拓のための事業計画策定・指導等コンサルティング経費
	市場調査	<ul style="list-style-type: none"> 新たな販路開拓のための市場調査・分析に関する経費 新たな販路開拓のためのウェブマーケティング調査・分析に関する経費
	広報PR	<ul style="list-style-type: none"> ブランド構築に関するコンサルティング、デザイン等の経費 新たな販路開拓のためのカタログ、パンフレット、動画等のPRのための情報媒体作成に関する経費(インターネットでの配信・閲覧を目的とした動画を除く) 新たな販路開拓のためのチラシ、ダイレクトメール、カタログ等の発送に要する経費 新たな販路開拓のための新聞、雑誌等(インターネットを活用したものを除く)の広告に関する経費 新たな販路開拓のためのホームページ作成・再構築、ウェブデザイン等に関する経費
	IT活用	<ul style="list-style-type: none"> 新たな販路開拓のためのITツール導入に関する経費 ネット販売システムの構築・導入に要する経費 インターネットでの配信・閲覧を目的とする画像撮影、動画制作に要する経費 新たな販路開拓のためのインターネットを活用した広告に関する経費
	販路開拓のための人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 販売促進を目的として社員のスキルアップを図るための講座の受講や書籍の購入に要する経費
	その他販路開拓に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> その他、販路開拓のための経費で市長が認めたもの 展示会出展費用及び展示会出展に関連する装飾費等の費用、海外展開に関する費用は対象外です。
補助対象となる企業	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年(2020年)2月以降の任意の1か月の売上高が、前年同月比で5%以上減少しており、かつ、八王子市内の本社または主たる事業所を有する従業員50名以下の中小企業者、または事業所が本市にあり、かつ本市の市民税が課税されている個人事業者の方 	
補助率等	補助率9/10以内 上限100万円	

裏面(次ページ)もご覧ください。

<p>申請方法</p>	<p>補助事業に着手する前に、下記の申請書類を郵送または持参にて企業支援課までご提出ください。</p> <p>交付申請書(様式あり)</p> <p>補助事業計画書(様式あり)</p> <p>事業者が存在していることを証明するもの (会社・法人は登記事項証明書、個人は住民票)</p> <p>前年同月比で売上高が5%以上減少していることを証明する文書</p> <p>市税を滞納していないことを証明するもの 会社・法人の場合は、法人市民税納税証明書(2019年度分)及び固定資産税・都市計画税納税証明書(2019年度分) 個人事業者の場合は、個人市民税納税証明書(2019年度分)及び固定資産税・都市計画税納税証明書(2019年度分)</p> <p>暴力団でないことの宣誓書(様式あり)</p> <p>常用雇用者がいる場合、その人数が確認できるもの</p> <p><概算払を申請する場合></p> <p>概算払請求書(様式あり)</p> <p>申請方法の詳細は市のホームページにてご確認ください</p>														
<p>交付までの流れ</p>	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業者様</td> <td>交付申請書類の提出</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">八王子市</td> <td>交付決定通知 <概算払いの場合は即時支給></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業者様</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">補助事業の実施</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業者様</td> <td>実績報告書類の提出 (補助事業完了後30日以内)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">八王子市</td> <td>交付確定通知</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業者様</td> <td>交付請求書の提出</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">八王子市</td> <td>補助金交付 <概算払いの場合は差額を精算></td> </tr> </table>	事業者様	交付申請書類の提出	八王子市	交付決定通知 <概算払いの場合は即時支給>	事業者様	補助事業の実施	事業者様	実績報告書類の提出 (補助事業完了後30日以内)	八王子市	交付確定通知	事業者様	交付請求書の提出	八王子市	補助金交付 <概算払いの場合は差額を精算>
事業者様	交付申請書類の提出														
八王子市	交付決定通知 <概算払いの場合は即時支給>														
事業者様	補助事業の実施														
事業者様	実績報告書類の提出 (補助事業完了後30日以内)														
八王子市	交付確定通知														
事業者様	交付請求書の提出														
八王子市	補助金交付 <概算払いの場合は差額を精算>														
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 交付決定前に契約、着手した事業は原則対象外です。ただし、補助対象事業を実施するために必要と認められる場合は、国が緊急事態宣言を発令した令和2年(2020年)4月7日以降に発生した経費も対象とすることができます。 • 同一の事由で交付される国、都、市、その他の機関の補助金との併用はできません • 令和2年度に本市の中小企業販路拡大支援補助金若しくは小規模事業者販路拡大補助金の交付をすでに受けている方は、これらの補助金の交付額を控除した額がこの補助金上限額となります。 • 予算がなくなり次第、募集を終了します 														

【お問い合わせ・提出先】

八王子市役所 産業振興部 企業支援課 〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24-1 6階
 電話: 042-620-7379 FAX: 042-627-5951 メール: b097200@city.hachioji.tokyo.jp